

別添（第6項関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）
「令和7年度 第4号 造林 保育(間伐)事業」

一般社団法人わかやま森林と緑の公社（以下「公社」という。）が調達する、令和7年度 第4号 造林 保育(間伐)事業の「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成30年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、一般社団法人わかやま森林と緑の公社森林管理課へ提出しなければならない。

記

- 1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間
 - * 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参又は郵送（書留郵便）し、提出書類について説明を求めることがあることに留意すること。
 - (1) 受付場所
一般社団法人わかやま森林と緑の公社森林管理課
紀の川市貴志川町神戸327番地1
郵便番号 640-0413
電話番号 0736-67-6139
ファクシミリ番号 0736-67-6131
 - (2) 受付期間
令和7年5月2日(金)の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで
- 2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等
 - (1) 入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式4：要領の別記第2号様式）
 - イ 和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果又は一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し
 - ウ 一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成30年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることを証する書類
 - (ア) 人材要件に関するもの
 - a 「専門技術者」に関するもの＜配置予定の専門技術者が同種の森林施業の実績を有しており、労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。＞
 - ：①、②、③、④の書類
 - ① 当該専門技術者に係る資格の写し
 - ② 当該専門技術者が同種の森林施業の実績を有することを証明する業務経歴証明書（参考様式）
 - ③ 当該専門技術者が常勤であることを証明する下記のいずれかの書面の写し
 - (a) 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（決定通知書に記載されていない方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - (b) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - (c) 社会保険に加入していない方は、雇用者保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方）
 - (d) 雇用保険に加入できない方については、申請日以前3ヵ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等
 - ④ 当該専門技術者が労災保険及び雇用保険に適切に加入していることがわかる保険証等の写し

- b 「作業員」に関するもの<当該作業員は労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を修了し、実務経験（年間60日以上森林整備に従事）を3年以上有していること。>
：①、②、③、④の書類

- ① 当該作業員について、労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を修了したことがわかる修了書の写し
- ② 当該作業員が実務経験（年間60日以上森林整備に従事）を3年以上有することを証明できる業務経験証明書（参考様式）の写し
- ③ 当該作業員が常勤であることを証明する下記のいずれかの書面の写し
 - (a) 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（決定通知書に記載されていない方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - (b) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - (c) 社会保険に加入していない方は、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方）
 - (d) 雇用保険に加入できない方については、申請日以前3ヵ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等
- ④ 当該作業員が労災保険及び雇用保険を適切に加入していることがわかる保険者証等の写し

- (イ) 実績要件に関するもの
なし

- (2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

- ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。
- イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。
- (ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。
 - (イ) 数字は、すべて算用数字とすること。
 - (ウ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。
 - (エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

(2) 個別事項

- ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。
- a 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - b 健康保険被保険者証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用）
 - d 雇用保険に加入できない者については、当該申請書類提出日の月の前3ヵ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となった者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

- (1) 「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(3)により行うものとする。